

令和7年度事業計画

公益財団法人全日本剣道連盟

公益財団法人全日本剣道連盟（以下、「全剣連」という。）は、わが国の伝統と文化に培われた剣道の普及・発展を図るとともに、心身の錬磨による人づくりとわが国社会の健全な発展に貢献することを目指す。

このために、日本の剣道界を統括し代表する団体として、以下の基本方針ならびに重点方策に基づき、令和7年度の事業を展開する。

第1．基本方針

「剣道の理念」に基づき、社会から高く評価される活力ある剣道界のさらなる発展の実現を目指し、国内外各層への剣道普及を図る。

第2．重点方策

1. 伝統文化としての剣道・居合道及び杖道の正しい普及と発展を図る。
2. 中学校武道必修化に伴う諸施策を立案し、その推進を支援する。
3. 強化・指導・教育を通じて、資質の高い剣道人を育成する。
4. 称号・段級位制度の適正な運用を図る。
5. 試合・審判規則とその細則ならびに運営要領を厳正に運用し、剣道の質を高めるために、指導法と連携し、審判による試合の充実と活性化を図る。
6. 社会体育指導員の継続的な養成を図るとともに、資格者の地域における活用を推進する。
7. 国際剣道連盟の活動を支援し、同連盟を含めた内外剣道諸団体の健全な育成・強化を図る。
8. 剣道の安全性を浸透させるとともに、ドーピングゼロを目指す。
9. 資産の効率的な運用と業務処理の効率化による経費節減に努め、財政基盤の強化を図る。
10. 一般社会の剣道への理解を深めるため、広報ならびに文化関係事業の展開に注力する。

第3. 重点事項

本年度は、伝統文化としての剣道の正しい普及とさらなる剣道の質の向上を図るため、指導・教育体制を強化し、以下の重点事項を実施する。このほか、主催・共催各大会をはじめ、審査会、講習会、社会体育指導員養成講習会等の充実を図るとともに、諸団体の行う重要な大会および講習会を後援し、その充実に協力する。

なお、主な大会、審査会、各種講習会等は、令和7年度行事日程表（添付）のとおりである。

1. 普及

- (1) 高段者及び指導的立場にある者に、体罰・パワハラ等を惹起させないための予防・抑制策を、研究・検討する。
- (2) 剣道人口の調査方法を検討し、幼少年、中学・高校生、高壮年、女子といったカテゴリーごとの人口動態を探り、人口の増加策へ活用する。
- (3) 幼少年や中学・高校生を対象の中心として、剣道実施環境の整備ならびに剣道の魅力発信を行うための、具体的な方策を検討する。
- (4) 「剣道研究会」「中央講習会」の実施内容を見直すとともに、地方団体が主体となってすべての会員へ効果的・効率的に指導できるよう、後援講習会を活用した方策の検討を進める。

2. 学校教育関連

剣道人口の減少が進む中、剣道の魅力や教育的価値を教育機関・関係者に広く理解を求め普及を図る。さらに小・中・高・大学における課題とその具体的方策について検討し、実効性のある取り組みを考案する。

- (1) スポーツ庁委託事業『「令和の日本型学校体育構築支援事業」③多様な武道等指導の充実及び支援体制の強化』を推進し、持続可能な支援体制の強化と授業協力者の活用数及び剣道授業採用校の増加を図る。
- (2) 日本武道館及び全日本学校剣道連盟との共催で「全国剣道指導者研修会」を実施にあたり、剣道を特技としない中学校保健体育科教員や若手教員の参加を促し、指導力向上を図る。
- (3) 日本武道協議会設立45周年記念事業『少年少女武道指導書(映像付)』剣道版の活用を促すとともに、指導者が指導内容や映像を参考にして幼少年に剣道の魅力を伝え興味関心を持たせる。小学校、中学校や各道場に周知し剣道の良さ、楽しさの理解深め剣道人口の増加を図る。

- (4) スポーツ庁「中学校部活動の地域移行」の進捗状況を踏まえ、地域剣道指導者を部活動指導員や外部指導者（授業協力者）として剣道部活動に参入する方策を検討する。
- (5) 中学校及び高等学校や大学における部活動の実態を把握し、課題解決の具体的な方策を検討する。

3. 女子

剣道人口減への対策を充実し、女性指導者の果たすべき役割を検討するなど、目指す剣道像の構築や競技力の向上を図る。

- (1) 剣道人口の減少への対策として、幼少年女子講習会の実施及び女性初心者や初段取得者の指導法を検討する。
- (2) 女子指導者の育成及びより一層の指導力の向上を図る。
- (3) 魅力ある大会の対策として、優れた技能を有する女子審判員を活用することにより質の高い審判を目指す。
- (4) 大会や講習会及び錬成会等の広報を工夫する。
- (5) 大会や講習会に女性が参加しやすくなる支援を各都道府県連盟においても実施できるよう検討する。

4. 指導者育成

剣道を正しく普及するため、以下の活動方針に沿って指導上の問題点を明らかにし、共通理解を前提とした指導のあり方を研究する。

- (1) 「剣道の理念」「剣道修練の心構え」「剣道指導の心構え」を基盤にした指導を図る。
- (2) 「日本剣道形」「木刀による剣道基本技稽古法」「竹刀稽古法」の位置づけとつながりを踏まえた各々の指導法の充実を図る。
- (3) 剣道指導者育成研修会を実施する。
 - ①令和7年度剣道指導者育成東西研修会（東日本）
5月31日（土）～6月1日（日） 山梨県
 - ②令和7年度剣道指導者育成東西研修会（西日本）
7月5日（土）～6日（日） 山口県
- (4) 剣道指導者育成中央研修会を実施する。
 - ①第34回：令和7年10月25日（土）26日（日）千葉県勝浦市

- ②第35回：令和8年3月21日（土）22日（日）千葉県勝浦市
- (5) 女子剣道指導法講習会を実施し、技能の向上および指導力の向上を図る。
- ①第18回：令和7年5月24日（土）25日（日）静岡県静岡市
- ②第19回：令和8年2月7日（土）8日（日）兵庫県姫路市
- (6) 剣道指導者育成研修会（東西）、剣道指導者育成中央研修会、中堅剣士講習会、八段研修会、女子剣道指導法講習会で『剣道指導要領』『剣道講習会資料』『日本剣道形解説書』『木刀による剣道基本技稽古法』を活用するとともに、各書の表記における整合性を確認し、文言を整理する。
- (7) 指導者育成本部の事業を充実させるため、必要に応じて他委員会と連携をとり進める。
- (8) 共通理解を進めるため、剣道愛好者の質問に答える『剣道指導におけるQ&A集（仮題）』の作成に取り組む。
- (9) 第35回剣道八段研修会を実施する。
令和7年6月20日（金）～22日（日）東京都
- (10) 第63回中堅剣士講習会を実施する。
令和7年6月6日（金）～8日（日）奈良県奈良市

5. 選手育成強化

わが国固有の伝統文化である剣道を正しく継承し、国内外に誇れる剣道の資質・力量を兼ね備えた剣士の育成・強化を図る。

- (1) 第20回世界剣道選手権大会における全部門での優勝を目指すべく、男女強化候補選手を強化選手として選定し、講習会において錬成強化を図りながら剣道の質・力量ともに世界に誇れる代表選手を育成する。また、新たに強化選手になり得る人材の発掘に向けた、各種大会視察も実施する。
- (2) 高い水準の本質的な地力を備え、剣道を正しく伝承・推奨しうる男女青年層の剣士を育成するため、骨太ブロック別講習会を実施する。

6. 称号・段級位

称号・段級位審査規則および細則を遵守し、審査の適正な運営を図る。

- (1) 国内外における称号・段位審査会を効果的に実施する。
- (2) 審査業務のより適切な運営の実施を推進する。
- (3) 称号・段級位審査会の合理的な運用を図る。

- (4) 称号・段位の取得方法を効果的に推進する。

7. 試合・審判

試合・審判規則とその細則、運営要領の適正な運用を図る。

- (1) 審判員としての適正な試合運営能力および指導力の向上のため、実践的な研修会を実施する。
- (2) 研修会・講習会を通して女子審判員の育成および審判技能の向上を図る。
- (3) 2027年世界大会に向けて、各国における審判技術の向上と大会への支援について検討を行う。
- (4) 講師要員研修会、東日本・西日本試合審判研修会等を実施し審判員の資質向上に努める。
- (5) 令和6年度改訂『剣道試合・審判・運営要領の手引き』の解釈と運用について判断基準の統一とその定着を図り、審判法の研究とあわせて試合内容の充実を目指す。
- (6) 医・科学委員会等との連携による「剣道用具等の仕様について」の研究と今後の感染症予防について継続して検討する。

8. 居合道

令和7年度では、各講習会および研修会にて各コンプライアンス及びガイドライン遵守の啓蒙を継続していくと共に、指導者の育成や古流の研鑽を推奨する。また、居合道人口増加のための取り組みについて検討する。

- (1) コンプライアンス及び『倫理に関するガイドライン』の遵守の継続
各講習会および研修会にて「倫理に関するガイドライン」を再確認してもらうなどの啓蒙活動を行う。
- (2) 『全日本剣道連盟居合（解説）』の改訂および『指導上の留意点』の更新
「指導上の留意点」は再度見直しを行い、必要箇所を修正したものを中央・地区講習会に合わせて頒布する。解説書については改訂に向けて引き続き検討する。
- (3) 指導者の育成
中央・地区講習会において全剣連居合の技能および審判・審査技能の向上を目指した指導を行う。また、八段については八段研修会を実施し、指導者としての資質の向上を図る。

- (4) 古流研鑽の推奨
中央・地区講習会にて古流に触れる機会を設ける。
- (5) 居合道人口増加の取り組み
会員増加のための取り組み案を検討する。

9. 杖 道

諸行事における参加会員数はコロナ禍以前の状況に戻りつつあるが、杖道人口は未だ3万人に満たない状況である。会員の増加、普及・発展のために以下の項目の徹底に努める。

- (1) 各種大会などでの演武の機会を作り、体験会等の実施による広報活動を積極的に行うよう働きかける。
- (2) 杖道部会未設置県に対する杖道部会設置の働きかけを行っていく。
- (3) 審査員となるものに、称号・段位審査規則、同細則と審査員研修資料の遵守を徹底し、適正な審査の運営を図る。
- (4) 審判員として、試合・審判規則、同細則、を正しく理解・遵守させ、適正かつ公正な試合運営能力向上のための実践的研修を行う。
- (5) 講習会等に於いて中堅指導者の術技および指導力の向上を図る。また、杖道八段受有者の全剣連杖道の正しい理解と共通認識を得るための研修を行い、指導者としての意識の向上に努める。
- (6) 全日本杖道大会のより一層の充実を図る。杖道部会未設置県の解消等を行うと共に都道府県対抗の団体戦導入など大会運営を検討する。

10. 社会体育指導員

○養成講習会

初級：全国5か所（首都圏と関東を含む）

中級：全国2か所（東・西日本）

上級：全国2か所（東・西日本）

専門大学生初級：実施形態（集合または各大学）は継続的に協議の予定

○全級養成講習会の内容・日程等の見直し

○更新講習会

初級：書面または対面講習会

中級：書面または対面講習会

上級：書面または対面講習会

*書面内容はR7年度より再改訂

- (1) 初級養成講習会の会場地に関しては地域性を考慮するとともに、定員を可能な限り拡大し受講希望に対応できるよう配慮する。なお、中・上級養成講習会は、現行の東・西日本の2か所で開催する。また、専門大学の会場については、コロナ禍前の集合形態を模索しながら、関係大学との協議を継続していく。
全級の更新講習会については、引き続き感染症予防の観点と、JSP0のコーチ資格更新期間（年度の上半期）との関連から、対面と書面の選択制を継続する。ただし、書面内容に関しては、全剣連の新たな動きを反映した具体的な内容に見直す。
- (2) 全級の養成及び更新講習会において、全剣連の「倫理に関するガイドライン」・「剣の理法補足説明版」・「感染症予防のガイドライン」・コロナ禍後の「試合・審判法」に関する講習を充実させ、周知・普及を目指す。
- (3) 中・上級養成講習会は、受講の意義や価値を更に高めることをねらいに、委員会で協議・検討を加えながら講習内容や方法の特色化を図り、初級から中・上級への流れの加速化を目指す。
- (4) 学校教育部会と連携し、有資格者名簿の送付を継続して行い、更に具体的な活用については事例（実践例）を示して依頼を行う。そのために、部活動の地域移行に伴う現状についても、全剣連の委員会を横断して情報交換を推進していく。

11. 国際

- (1) 国際剣道連盟に対する実務的及び財政的支援を継続して実施する。
FIK理事会の開催、FIK予算の策定と運営、アジア剣道連盟設立支援、FIK試合・審判ワーキンググループ、スポーツアコード・AIMS関係会議参加、FIKアンチ・ドーピングなどの諸活動等の支援を行う。
- (2) 20WKC東京開催に向けた準備体制を早急に整備し計画的な準備を進める。
- (3) 20WKCを活用した剣道人口を増やす活動については普及委員会、学校教育部会と連携して計画、実行していく。
- (4) アジア剣連設立はアジア各国と連携し、早期設立を目指す。
- (5) アジア剣道大会の東京開催は、東京都への誘致支援、開催支援への申込を行う。また並行して準備組織の立ち上げを行い、計画的な準備を進めていく。

- (6) IOC 承認団体申請の条件とメリット・デメリットを調査し、FIK 理事会での審議をサポートする。
- (7) 海外で行われる剣道競技、講習会等へ日本の優れた指導者を引き続き派遣する。各地域の状況を考慮して公平な支援を行う、またアジア連盟設立に合わせたアジアへの普及促進シナリオの作成と実施を行う。
- (8) 国際剣道指導者講習会の開催により海外の人材育成を図る。既受講生の交流促進を図るイベントを検討する。
- (9) HP、英文資料等を通じた情報発信活動を強化する。英文資料については日本剣道形解説書、居合道・杖道試合審判規則の改訂を行う。
- (10) 中古剣道具寄贈事業を継続し、剣道普及途上国・地域への支援を行う。国内を含め寄贈の多チャンネル化を図る。
- (11) 海外からの全剣連称号段位受審者、京都演武大会参加者の受け入れを支援する。効率的な手続きを確立する。

12. アスリート

- (1) 20WKC 世界剣道選手権大会日本代表候補選手のフォロー
 - ・相談窓口の継続運用
 - ・定期的なアンケート等の実施により選手の状況を把握し、必要に応じフォローを実施
- (2) 剣道普及活動
 - ・他委員会との連携による効果的な活動の検討、推進。
例) 剣道アスリートを題材とした剣道普及ポスターの制作等
- (3) 次世代のアスリート育成
 - ・継続的・計画的な動画配信 (4 回/年)
 - ・講習会等への選手や委員の派遣

13. 広報活動ならびに物販事業

- (1) 月刊広報・機関誌『剣窓』の誌面内容充実をさらに進めるとともに、「世界大会応援クラブ」との連携を図り、購読者拡大に努める。
- (2) ホームページおよびソーシャルメディアに加え、ニュースリリース配信サイト等を活用し、発信機能を高める。発信内容は、各専門委員会と連携を図る。

- (3) 剣道普及キャラクター「ぶしし」の多面的活用を検討、実施する。
- (4) メディア等の対応を適切に行い、剣道等の情報提供を通じ、正しい認識と普及に努める。
- (5) 主要大会の中継、録画、録音を改善充実するとともに、個人情報保護等の取扱いを適切に進める。
- (6) 全剣連頒布物などの知的財産権に関する管理、安全を適切に進める。
- (7) 「剣道カレンダー」の作成・頒布を行う。

14. 文化関係事業

歴史的資料（映像資料含む）の整理保存を継続する。

ITを活用した歴史的資料の公開サービスに向けて継続して検討を行う。

15. 資 料

歴史的資料（映像資料含む）の整理保存を継続する。

諸外国で保存されている資料を選択、蒐集する。

16. 医・科学

(1) 最新情報の提供

全剣連として剣道の安全性に関する最新情報の提供を実施する。当該年度は下記情報提供に取り組む。

- ・「剣道Q&A」の改訂、PDF化
- ・脳震盪スライドなど公開資料の改訂・アップデート

(2) 各種報告システムによる調査

現状のシステム（重大事故・熱中症・COVID-19）は継続をして展開する。ただし、関連団体及び一部の方々が回答しやすい方法を検討し、多くの報告を得るとともに、分析について人員補充や分析方法の再検討をし、さらなる活性化を図る。

(3) 剣道の安全性の研究・確認

この数年、設置を推奨したAEDやWDGT計の設置はまだまだであるため、継続的な啓発をするとともに、行動変容について把握する必要がある。

(4) 医・科学委員会としての科学的支援

選手強化においては、引き続き帯同医師・トレーナーの選考を担う。また、各関連団体に医・科学セクションが設置されてきたことについて、その連携や協同を検討し、連盟としての機能的な体制構築を検討する。

- (5) 他委員会との連携 以下委員会との連携を継続・充実させる。
 - ・アンチ・ドーピング委員会：関連議事など情報及び意見交換のため
 - ・試合・審判委員会：竹刀及び剣道具安全性検討特別小委員会をはじめとした用具に関する安全性検討のため

17. アンチ・ドーピング

- (1) 必要に応じて「剣士のためのアンチ・ドーピングマニュアル」の内容改訂を行う。
- (2) ネット上でアンチ・ドーピングに関する啓発活動を継続して行う。
- (3) 「剣窓」にわかりやすいアンチ・ドーピングに関する解説記事を掲載する。
- (4) ジュニア世代への啓発活動を継続する。
- (5) トップクラス選手への啓発活動をこれまで以上に積極的に行う。

18. 長期方策の検討

「全日本剣道連盟《基本計画》『次世代への継承に向けて』」の以下の三本柱を推進する。

- (1) 現在の初段合格者数を維持することを目標とする（主に少年少女）。
- (2) 剣道復活や生涯剣道を支援して、年長者の剣道人口の拡大を図る（中年から高齢者）。
- (3) 女性が剣道を継続できる環境を整える等の施策により、少女のみならず女性年長者の剣道人口増加を図る（女性）。

19. 情報処理関係

- (1) 大会運営（時計、記録、掲示等）と大会中継、速報等の情報提供サービスが連動できるシステムの開発に向けて継続して検討を行う。
- (2) ネット情報の適切な配信とサイバーセキュリティに努める。
- (3) 著作権侵害やソーシャルメディア等の偽アカウントへの対策を継続して行う。

20. 総務・経理関係

連盟運営の合理化・効率化を推進し、財務の効率化に貢献する。

- (1) 九段事務所・北の丸事務所のより効率的な運営を行う。
- (2) 財務の効率化向上のため、各種施策を実行する。

21. 表彰事業

剣道発展のために顕彰制度の適切な運用を行う。

22. 対外関係

関係団体に対する援助・協力、その他関係先との連携強化に努める。

- (1) 都道府県剣連、全国組織剣道関係団体との連携の緊密化を図り、その剣道普及・振興への援助と協力を行う。
- (2) 剣道に対する理解・評価を高めるため、関係官庁及び関連団体、報道機関等との関係の円滑化を図る。

以 上